

追浜地域運営協議会会則

(名称)

第1条 本会は「追浜地域運営協議会」と称する。(以下「本会」という)

(事務所)

第2条 本会の事務所は横須賀市夏島町9番地 追浜行政センター内に置く。

(目的)

第3条 本会は地方分権・地域主権の流れの中で、地域団体のネットワーク化を図ることにより、「地域のことは地域で決める」住民自治を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次に定める事業を行う。

- (1) 地域におけるまちづくり団体のネットワーク化
- (2) 地域における課題解決の取り組み
- (3) 市からの政策提案等に対して、地域の意見を集約して市への回答
- (4) 市への提案・要望
- (5) 市などに対し地域内の公共施設の有効活用方策の検討・提言
- (6) その他、本会が地域自治、まちづくりの推進に必要と認めること

(組織)

第5条 本会は次の団体等で委員会を構成するものとする。

- (1) 追浜連合町内会
- (2) 追浜地区社会福祉協議会
- (3) 追浜地区民生委員児童委員協議会
- (4) 追浜地区PTA
- (5) 追浜観光協会
- (6) 協同組合追浜商盛会
- (7) 追浜工業会
- (8) 追浜地域体育振興会
- (9) 学識経験者

(委員)

第6条 本会の委員は各構成団体の代表のほか、団体によっては複数名を当該団体内で推薦し、委員会で承認するものとする。ただし、委員の総数は20人以内とする

2 国・県・市の議員は政策・予算等に関わる立場にあるため、委員になることはできない。

3 委員の任期は2年として再任を妨げない。ただし、補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 本会は委員の中から、次の役員を委員の互選により選出する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 書 記 2名以内
- (4) 会 計 2名以内
- (5) 監 査 2名

(役員職務)

第8条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は協議会全般を掌握し、庶務的な職務を行う。
- 4 会計は本会の会計事務を処理する。
- 5 監査は本会の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間はその職務を遂行するものとする。

(相談役・顧問)

第10条 役員会が必要と認めるときは、相談役、顧問を委嘱することができる。

- 2 相談役、顧問は役員会の諮問に応じるとともに、会長の要請により委員会に出席して意見を述べることができる。ただし表決に加わることはできない。

(会議)

第11条 会議は、委員会及び役員会の二種類とする。

- 2 会議は会長が招集し会長または副会長が議長を務める。
- 3 会議は委任状を含め構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって可決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 4 会長は緊急を要する事項または簡易な事項については、書面等による持ち回り委員会あるいは第7条の役員会において決することができる。
- 5 会長は前項の規定により決定した事項を、次の委員会において報告しなければならない。
- 6 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長が委員会または役員会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 会議の内容が個人情報等、非公開情報に係るものである場合
 - (2) 会議を公開することにより、本会の運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合

(専門部会)

第 12 条 本会は目的達成のために常置・臨時を問わず、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の部会長には、本会の委員が就任するものとする。

3 専門部会の部員は、本会の委員、部会長に推薦された者、公募委員などで構成する。

(議事録作成)

第 13 条 本会は委員会を開催したときは、日時、場所、出席者、審議事項と結果及び報告事項の等を記載した議事録を作成するものとする。

(会計)

第 14 条 本会に関わる経費は、市からの交付金、補助金及び事業収入その他を充てる。

2 会長は会計年度終了後すみやかに委員会に対して事業報告と会計報告を行わなくてはならない。

3 会長は事業ごとの収支を明らかにするために、必要に応じて一般会計のほかに専門部会等に特別会計を設け、その執行を部会に委任することができる。

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(施行規則)

第 16 条 本会に定められていない事項が生じたとき、および本会則を改正する時は委員会の決議を経なければならない。

附 則

この会則は、平成 23 年 10 月 26 日から施行する。